

令和6年二十歳の集い
実行委員を募集

●令和6年二十歳の集い
20歳を迎える人たちの健やかな心身の成長と社会人としての門出を祝い、登米市二十歳の集い(旧成人式)を開催します。

【日時】令和6年1月7日(日)午後1時(受付) 午前11時30分〜午後0時30分
【会場】登米総合体育館(とよま蔵ジヤム)

【対象者】平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、①市内の中学校を卒業した人②令和5年9月1日現在で市内に住所を有する人③前記以外で登米市二十歳の集いに出席を希望する人(要申込)

※市内の小学校を卒業以降、進学などの理由で現在市内に住所がない人は③に該当しますので、出席を希望する場合は必ず申し込みください

※対象者には、11月頃に案内状を送付します。当日は、案内状を必ず持参してください。また、案内状が12月上旬までに届かない場合は問い合わせください



●実行委員を募集

対象者で、二十歳の集いの企画・運営に協力する実行委員を募集します。活動は月1回程度です。実行委員として活動いただける人は、電話または電子メールで申し込みください。

【申込期限】8月25日(金)
【申し込み・問い合わせ】教育委員会教育部生涯学習課(生涯学習推進係)
☎0220(34)2698
✉syogakuskusyu@city.tome.niyagi.jp

病院事業だより

⑱市立病院におけるリハビリテーション室の役割

～市民の皆さんと未来の病院事業と一緒に考えるため、登米市病院事業についてシリーズで紹介します～

■市立3病院におけるリハビリテーション室の役割

リハビリテーション(以下「リハビリ」)室は、脳血管疾患、整形疾患、呼吸器疾患、内科疾患、外科術前術後、緩和ケアなど、さまざまな疾患や障がいがある人に対して、個別性の高い幅広いリハビリを展開しています。

リハビリを担う専門職は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の3職種があります。理学療法士は主に基本的動作(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、歩行など)能力の回復を図るため、運動療法や医療機器を使ったさまざまなリハビリをします。作業療法士は、その人の生活にとって意味のある作業や活動を使って、より生活に密接したリハビリをします。言語聴覚士は嚥下(飲み込み)機能、高次脳(記憶力、注意力など)機能、コミュニケーション能力に対してリハビリをします。それぞれの専門性を生かしつつ、各専門職が連携しながらリハビリ業務をしています。また、市立病院間の連携も重要です。市民病院では急性期と回復期のリハビリ、米谷病院、豊里病院では主に維持期のリハビリを担当しています。それぞれの役割を明確化し、連携を密にすることにより、市民が安心してリハビリに専念できるように取り組んでいます。



市民病院
リハビリテーション室
小寺 光彦
理学療法士長

市民の皆さんは、リハビリと聞くと受け身な印象をお持ちではないでしょうか。入院中はリハビリ専門職が主体的に関わることも多いことから、痛みを取るリハビリをしてもらう、筋力をつけるリハビリをしてもらう、歩くリハ

ビリをしてもらうなど、「してもらう」というイメージがあるかと思いますが、しかし、退院後も自分でできるリハビリを継続することで、さらなる機能改善、能力改善が期待できます。ここで大切なことは「してもらう」から「自ら行う」に気持ちを切り替えていくことだと思います。気持ちの切り替えが円滑にいくように、入院中から退院後を見据えて、自主訓練などを含めたリハビリを丁寧に提供していきます。



リハビリテーション室の様子



「自ら行う」を実践

健康のための「体組成測定」イベントを開催します

私たちの体は「水分、たんぱく質、脂質、ミネラル」などで成り立っています。体組成測定は、筋肉量や体脂肪量、体の水分量、細胞膜の強さ、基礎代謝などを知ることができます。管理栄養士をはじめ理学療法士による握力測定や健康に関するミニアドバイスを予定しています。

市民病院では、8月の「栄養の日(4日)・栄養週間(1〜7日)」に合わせて、体組成測定のイベントを開催します。

【日時】8月2日(水)〜4日(金)／午前9時〜午後3時
【場所】登米市立病院(南館2階会議室)
【参加費】無料

※ペースメーカーを使用している人は測定できません
※事前に電話で申し込みください

【申し込み・問い合わせ】市民病院栄養管理室
☎0220(22)5511

Information
07

介護保険サービスの利用者負担を軽減します

●介護保険負担限度額の認定

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院などで、長期入所・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費を軽減する制度です。

【対象者】市町村民税非課税世帯(別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税)で、【表1】の条件いずれか一つを満たす人

●社会福祉法人等利用者負担軽減

社会福祉法人などで提供している通所介護、訪問介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護(予防含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスを利用する際の食費や居住費などの自己負担額の4分の1を軽減する制度です。

※状況や内容によっては軽減されないものもあります

【対象者】【表2】の条件を全て満たす人

●申請手続き

各制度を利用するためには、申請が必要です。なお、7月31日までの認定証を持っている場合は更新手続きが必要となります。マイナポータル(ぴったりサービス)での電子申請も可能です。

【申請場所】福祉事務所長寿介護課、各総合支所市民課
※詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせください

【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(介護給付係)
☎0220(58)5551

【表1】介護保険負担限度額認定対象者の条件

市町村民税非課税世帯(別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税)で、次のいずれか一つを満たす人

1	生活保護受給者または高齢福祉年金受給者で、預貯金額が単身で1千万円以下、夫婦で2千万円以下
2	「前年の合計所得金額+年金収入額」が80万円以下で、預貯金額が単身で650万円以下、夫婦で1650万円以下
3	「前年の合計所得金額+年金収入額」が80万円超120万円以下で、預貯金額が単身で550万円以下、夫婦で1550万円以下
4	「前年の合計所得金額+年金収入額」が120万円超で、預貯金額が単身で500万円以下、夫婦で1500万円以下

【表2】社会福祉法人等利用者負担軽減対象者の条件

課税など	市町村民税非課税世帯
収入	年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
預貯金など	預貯金などの額が単身世帯で350万円以下、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと(資産を活用しての収入があれば非該当)
扶養	負担能力のある親族に扶養(税扶養・健康保険扶養)されていないこと
納税	介護保険料を滞納していないこと
他軽減制度	短期入所生活介護(予防含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護、介護福祉施設サービスを利用する場合は食費および居住費(滞在費)の介護保険負担限度額認定制度の認定を受けていること